

第75号議案

豊後大野市リバーパーク犬飼条例の一部改正について

豊後大野市リバーパーク犬飼条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年8月30日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

リバーパーク犬飼の機能を充実させ、効果的に活用することにより、本市の観光振興を図りたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市リバーパーク犬飼条例の一部を改正する条例

豊後大野市リバーパーク犬飼条例（平成 17 年豊後大野市条例第 217 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本市の」の次に「観光振興、」を加える。

第 3 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号を第 4 号とし、同条第 7 号中「芝生広場」を「オートキャンプサイト」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 8 号中「コンビネーション遊具」を「ドッグラン付テントサイト」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(7) 遊具広場

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条中「及び第 8 号」を削り、同条を第 4 条とする。

第 7 条を第 5 条とする。

第 8 条中「第 6 条」を「第 4 条」に改め、同条を第 6 条とし、第 9 条から第 15 条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第 16 条中「第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 11 条及び第 12 条」を「第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条及び第 10 条」に、「第 13 条」を「第 11 条」に、「第 4 条第 2 項及び第 5 条第 2 項中「市長がやむをえない事情があると認めるときは」とあるのは「指定管理者がやむをえない事情があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第 6 条、第 7 条及び第 9 条第 1 項」を「第 4 条、第 5 条及び第 7 条第 1 項」に、「第 9 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に、「第 11 条及び第 12 条中」を「第 9 条及び第 10 条中」に改め、同条を第 14 条とする。

第 17 条を第 15 条とし、第 18 条を第 16 条とする。

別表を次のように改める。

区分		単位	使用料
テニスコート	コート	1面1時間	1,040円
	夜間照明施設	1面1時間	520円
ログハウス	5人用	1棟1泊	10,470円
	10人用	1棟1泊	20,950円
バーベキュー広場		1人	300円
オートキャンプサイト	日帰り	1区画	2,200円
	宿泊	1区画1泊	4,400円
ドッグラン付テントサイト	日帰り	1区画	2,750円
	宿泊	1区画1泊	5,000円

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用の許可に係る使用料から適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の豊後大野市リバーパーク犬飼条例第13条第2項の規定により指定管理者が利用料金を定めることその他同条例の施行に関し必要な事項は、施行日前においても行うことができる。